ふるさと山林売買等監視システムに関する検討委員会提言書

（資料編）

平成２４年１２月２８日

ふるさと山林売買監視システムに関する検討委員会

【 目 次 】

1　山林と水源に関する県民の意識調査結果…… 1

2　福井県保安林配備図…… 9

3　現行法による山林取引・開発等に係る規制内容整理表……10

4　外国人土地法……11

5　森林法の一部を改正する法律の概要……12

6　地下水の利用の規制に関する緊急措置法案……17

7　水循環基本法案……23

8　北海道水資源の保全に関する条例……37

9　埼玉県水源地域保全条例……52

10　ふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱……57

11　ふるさと山林売買監視システムに関する検討委員会設置要綱……59

12　ふるさと山林売買監視システムに関する検討委員会委員名簿……61

13　ふるさと山林売買監視システムに関する検討委員会開催状況……61

山林と水源に関する県民の意識調査結果

■ 調 査 時 期 ： 平成２４年６月下旬～平成２４年７月上旬
■ 調 査 対 象 ： 県民　１，５００人（電話帳無作為抽出）
　　森林所有者　５００人
■ 調 査 方 法 ： アンケート調査票の送付および回収は郵送
■ 回 答 者 数 ： １，０８５人（回答率５４．３%）
　　（県民　７３７人（回答率４９．１%）
　　森林所有者　３４８人（回答率６９．６%））
■ 回答者内訳 ： 以下のとおり

● 性別

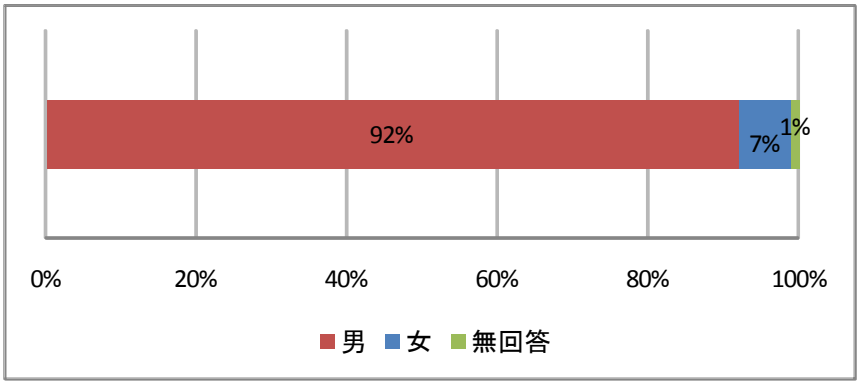

● 年齢別

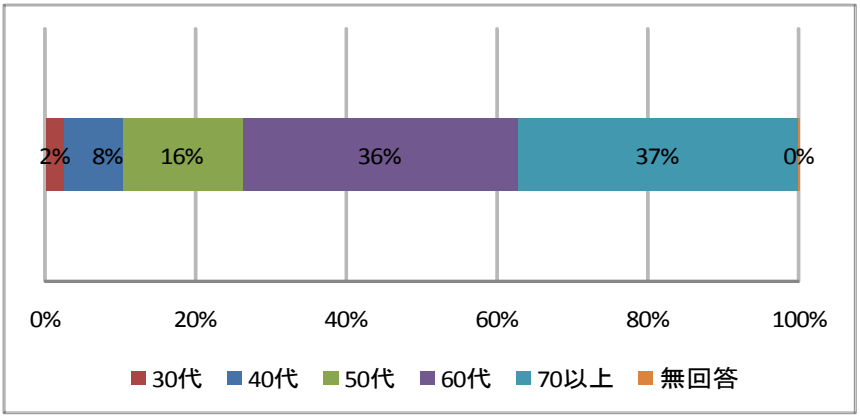

● 職業別

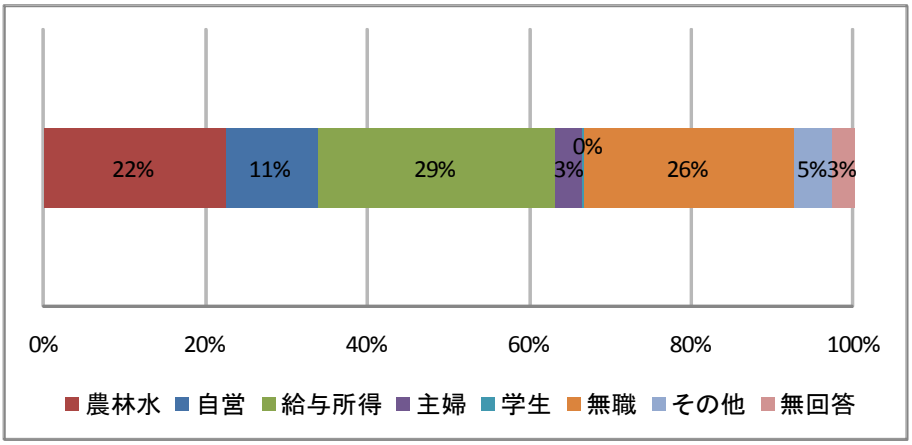

● 森林の所有状況

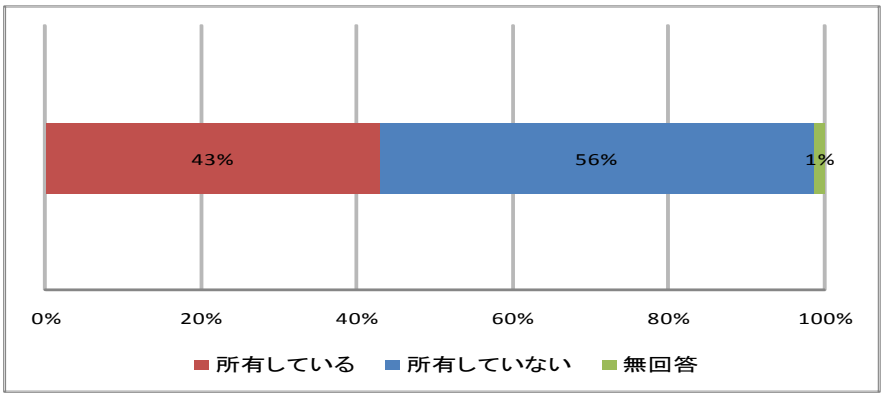

※ この項目については県民（電話帳無作為抽出）の回答結果を集計したものである

問１ あなたは、山（森林）に関心がありますか。（回答：１つ）

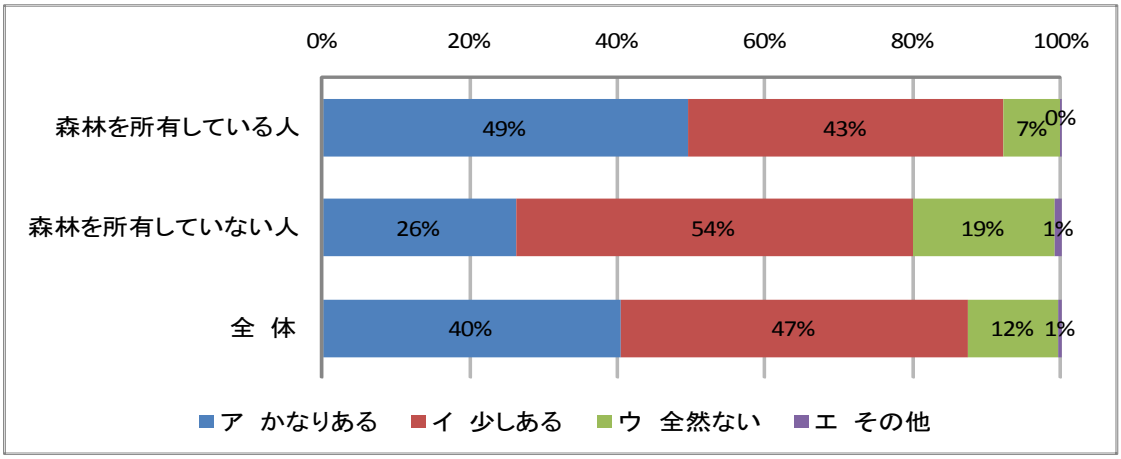

問２ 山（森林）には様々な働きがあり、私たちが安全・安心で快適に生活する上で重要な役割を果たしています。あなたが、特に期待する働きを２つお選びください。（回答：２つ）

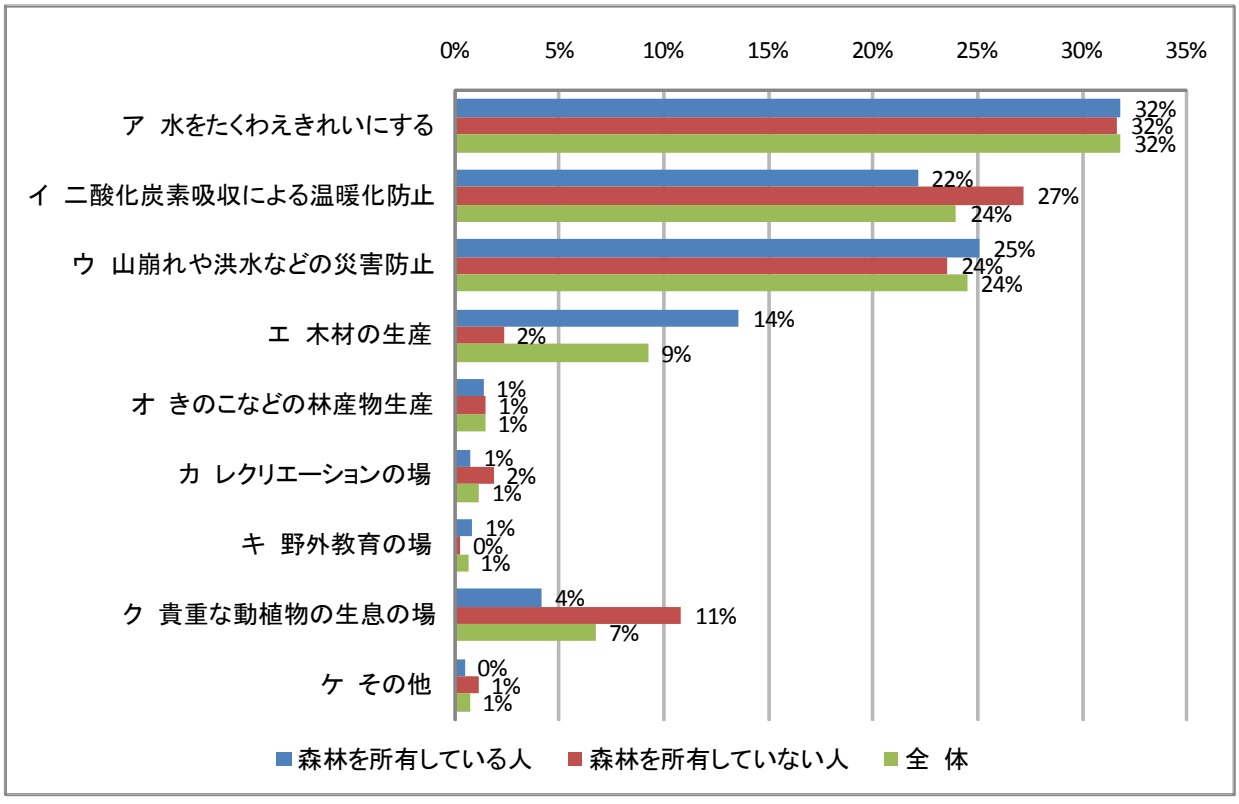

問３　あなたは、山（森林）を購入しようと思ったことがありますか。（回答：１つ）

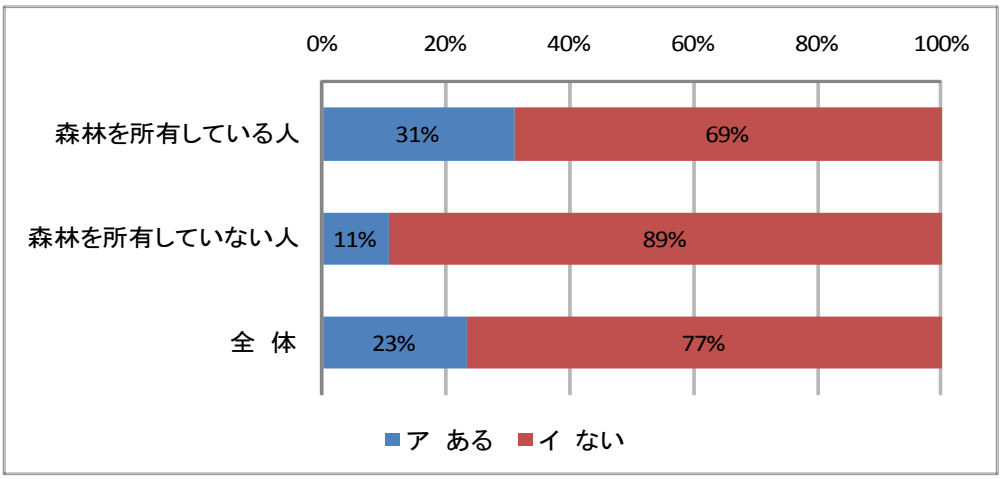

問３－１　問３で「ある」と回答された方に伺います。山（森林）を購入するときに重要視する条件を２つお選びください。（回答：２つ）

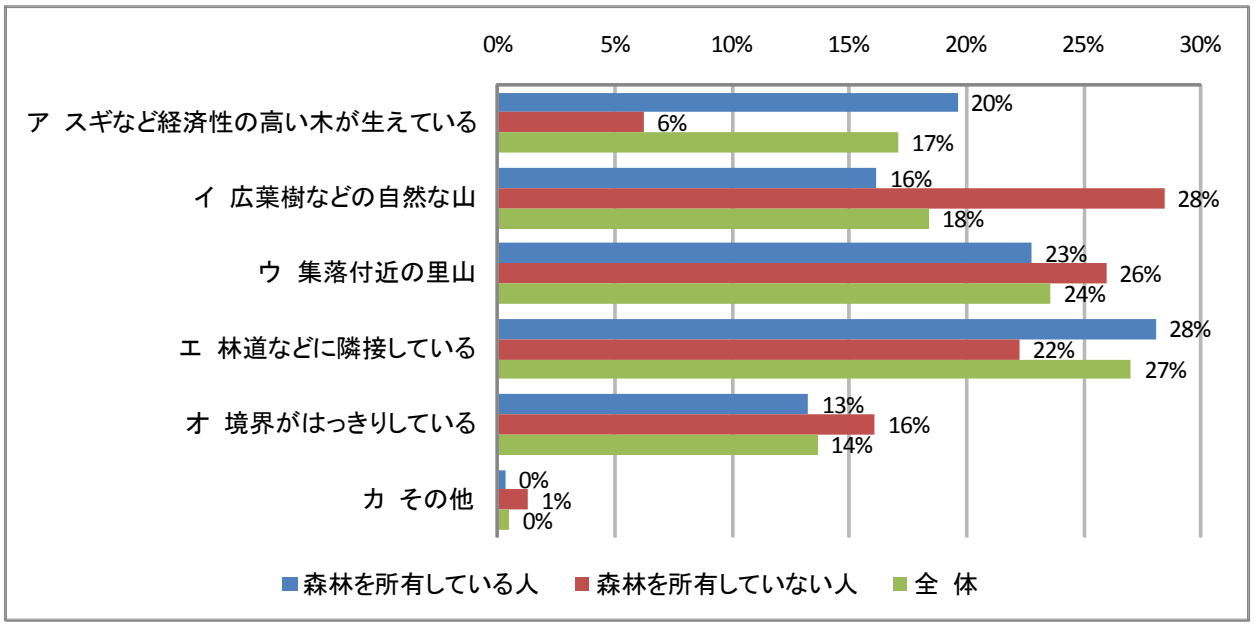

問３－２　問３で「ある」と回答された方に伺います。山（森林）の売買をあっせんする公的なサービスができた場合、利用したいと思いますか。（回答：１つ）

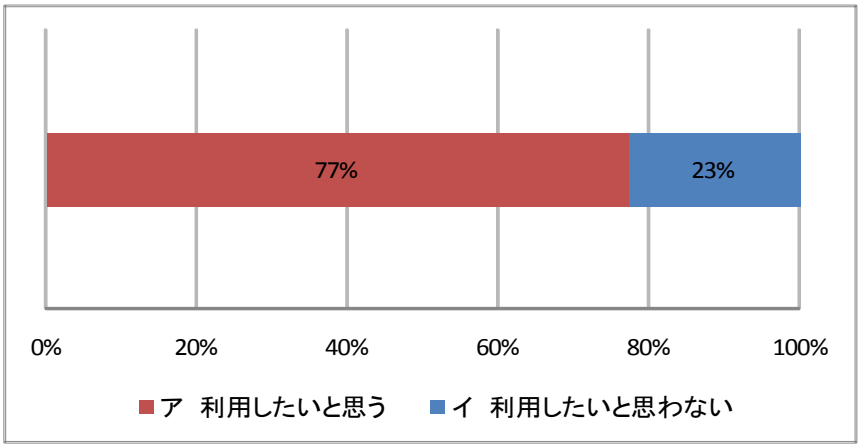

問４　福井の「水」について心配や不安を感じることがありますか。（回答：１つ）

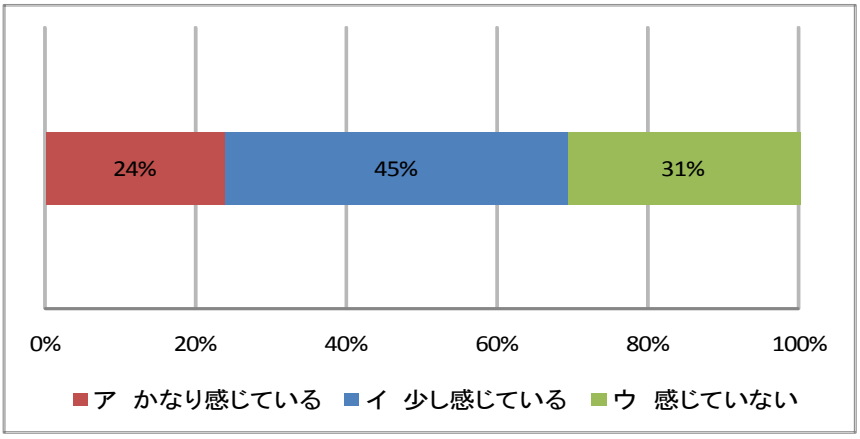

問４－１　問４で「かなり感じている」、または「少し感じている」と回答された方に伺います。福井の「水」について、心配や不安を感じているのはどのようなことですか。（回答：２つ）

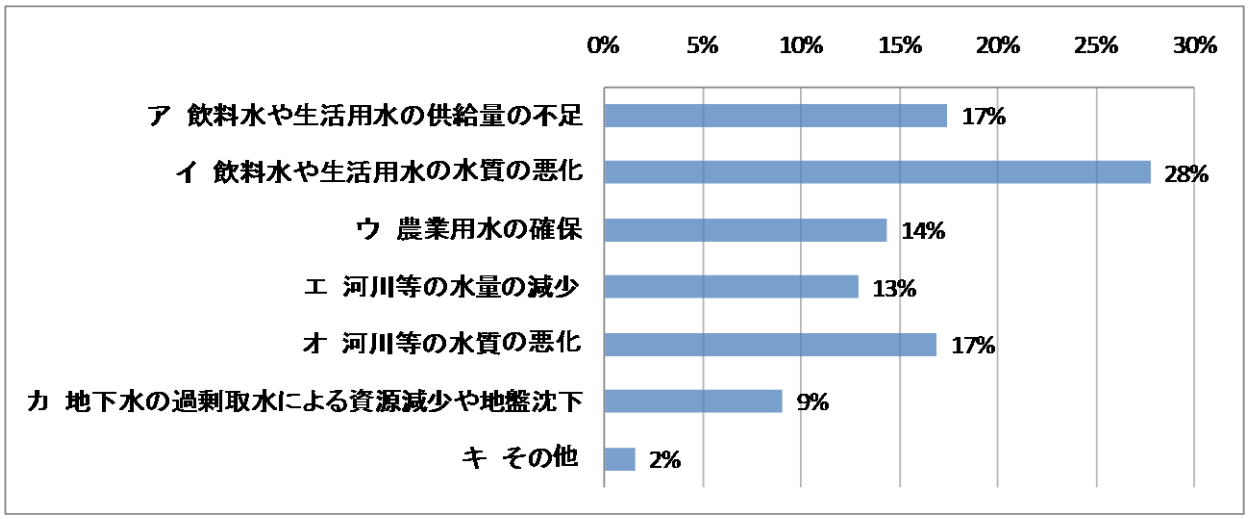

問５　あなたは、北海道などで外国資本等により山（森林）が買収されていることを知っていますか。（回答：１つ）

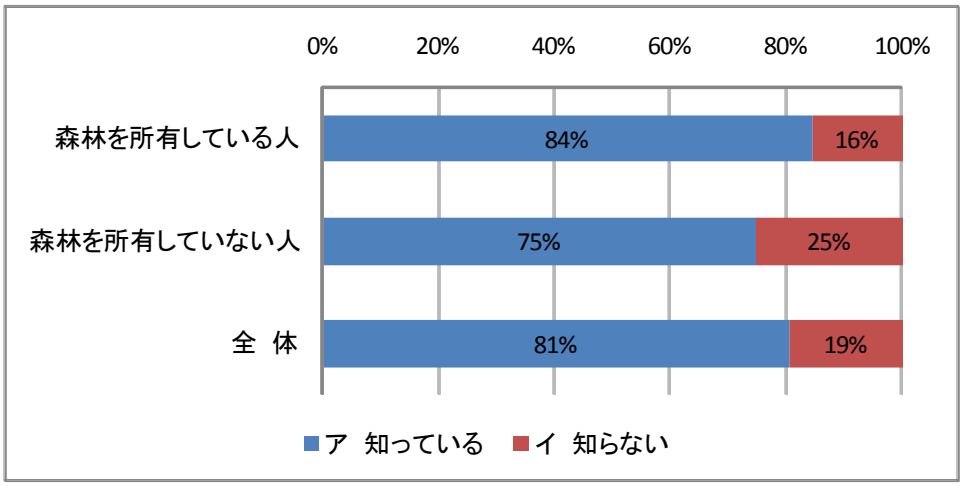

問６ あなたは、外国資本等により山（森林）が買収されていることについて、どのように思いますか。（回答：１つ）

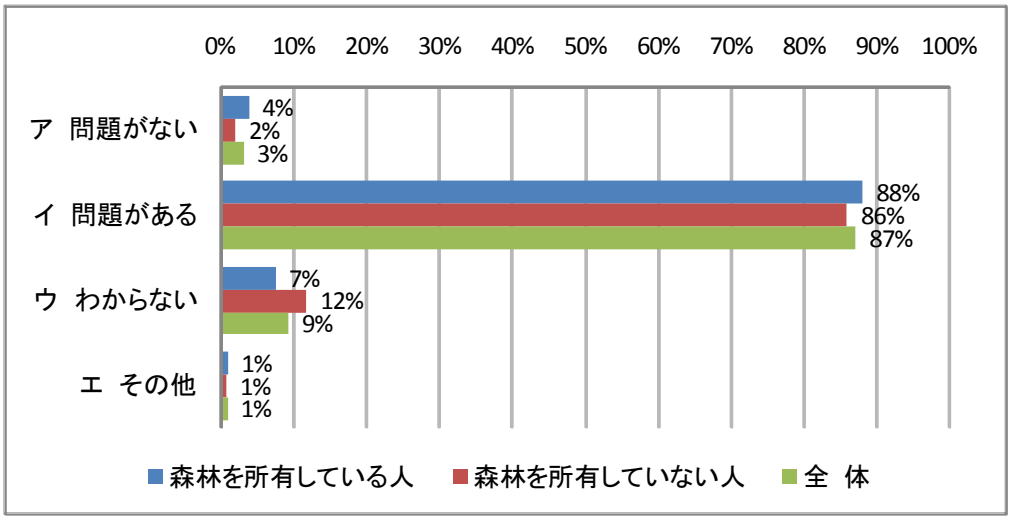

問６－１ 問６で「問題がある」と回答された方に伺います。具体的にどのようなことが問題だと感じていますか。（回答：２つ）

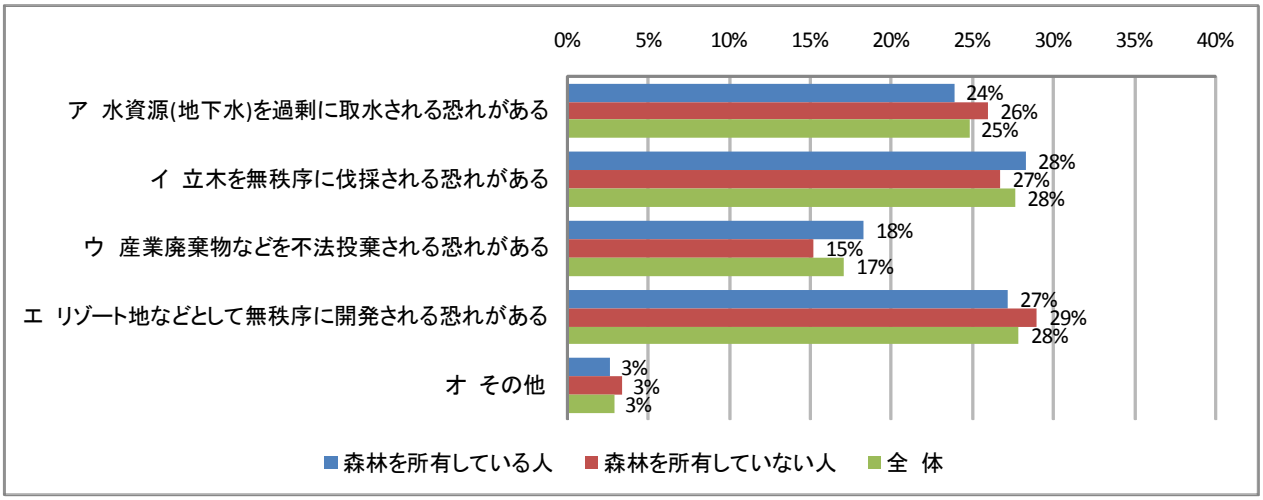

問７ 水源地などの重要な山（森林）を守るため、北海道などでは土地取得に関する事前届出を定めた条例を制定しています。このような行政の動きをどう考えますか。（回答：1つ）

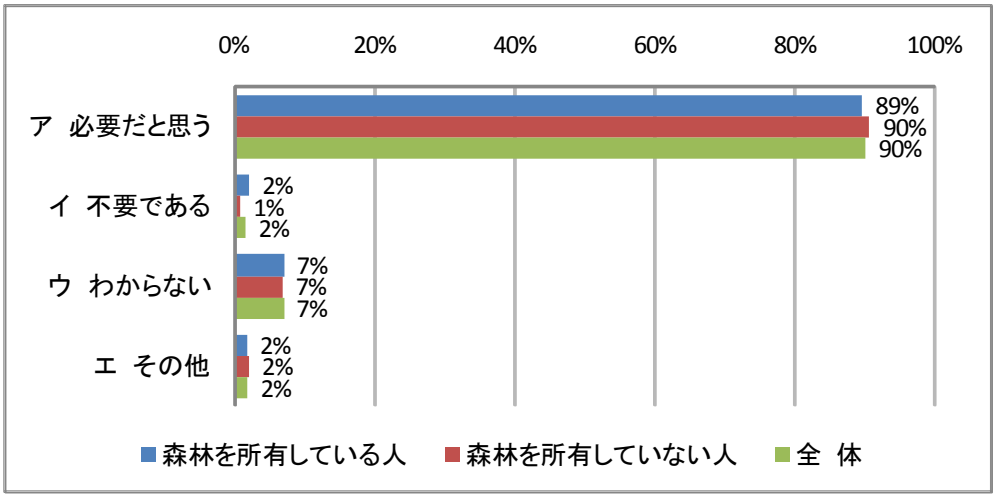

問８ 法律では地下水の取水に関する制限がありません。このため、都道府県や市町において、地下水の取水を規制する条例を制定する動きが各地で見受けられます。このような行政の動きをどう考えますか。（回答：１つ）

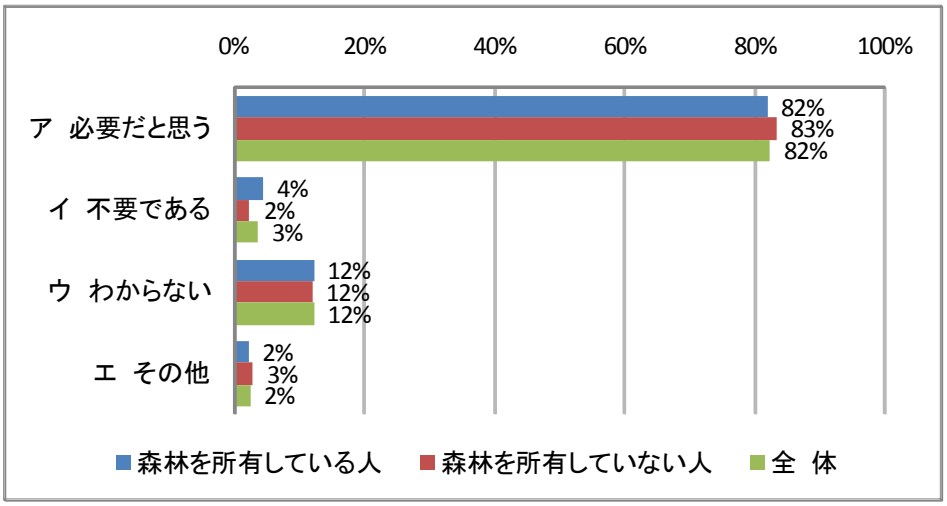

以降は、山（森林）を所有されている方にお伺いします。

問９ 山（森林）を売却したいと思いますか。（回答：１つ）

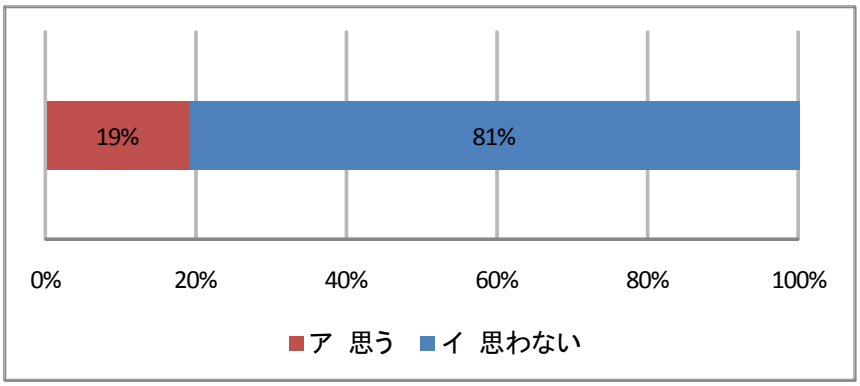

問９－１ 問９で「思う」と回答された方に伺います。その理由を教えてください。（回答：２つまで）

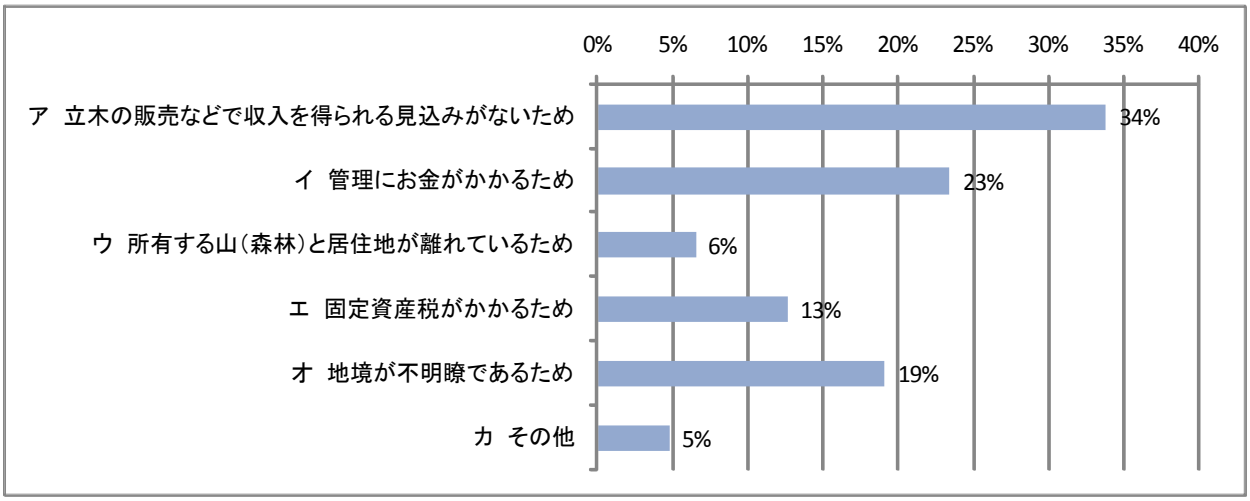

問９－２ 問９で「思う」と回答された方に伺います。山（森林）を売却する場合、だれに相談しようと思いますか。（回答：２つまで）

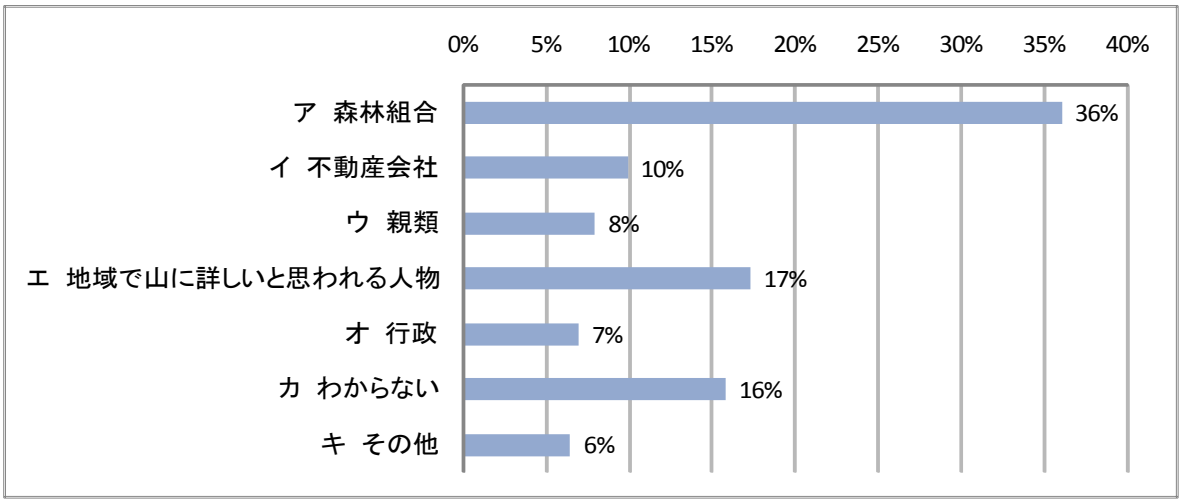

問９－３ 問９で「思う」と回答された方に伺います。山（森林）の売買をあっせんする公的なサービスができた場合、利用したいと思いますか。（回答：１つ）

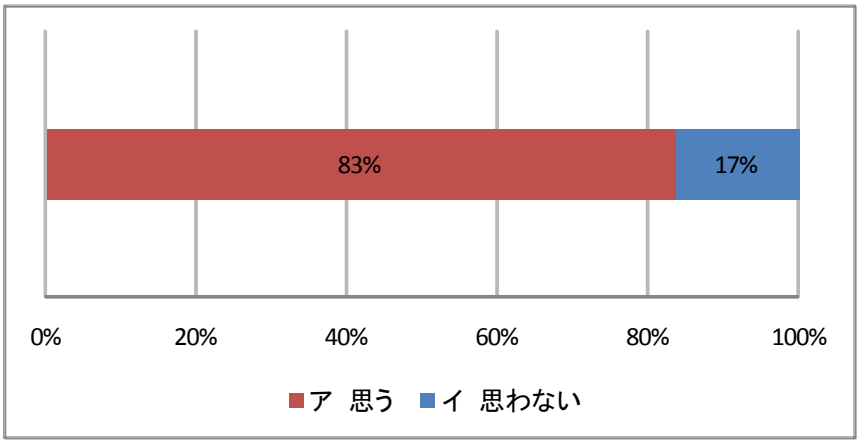

問 10 今までに山（森林）の買収の話を持ちかけられたことがありますか。（回答：１つ）

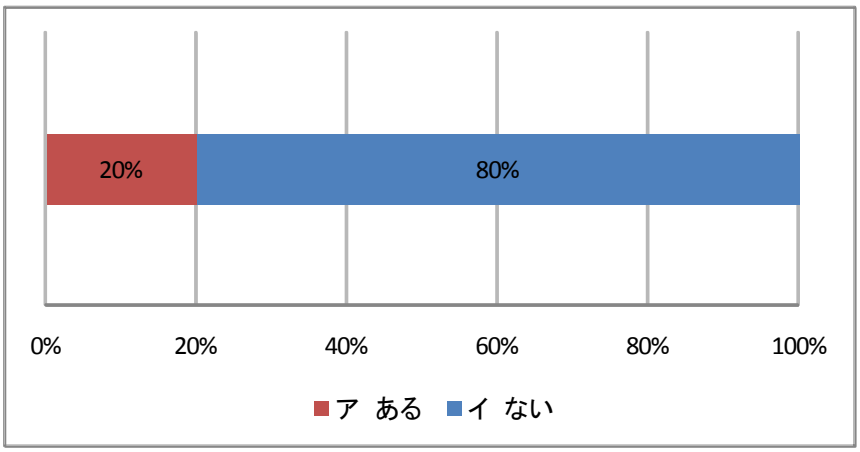

問 10－１ 問 10 で「ある」と回答された方に伺います。差し支えなければ、買収の話を持ちかけられた相手方を教えてください。（回答：該当するものすべて）

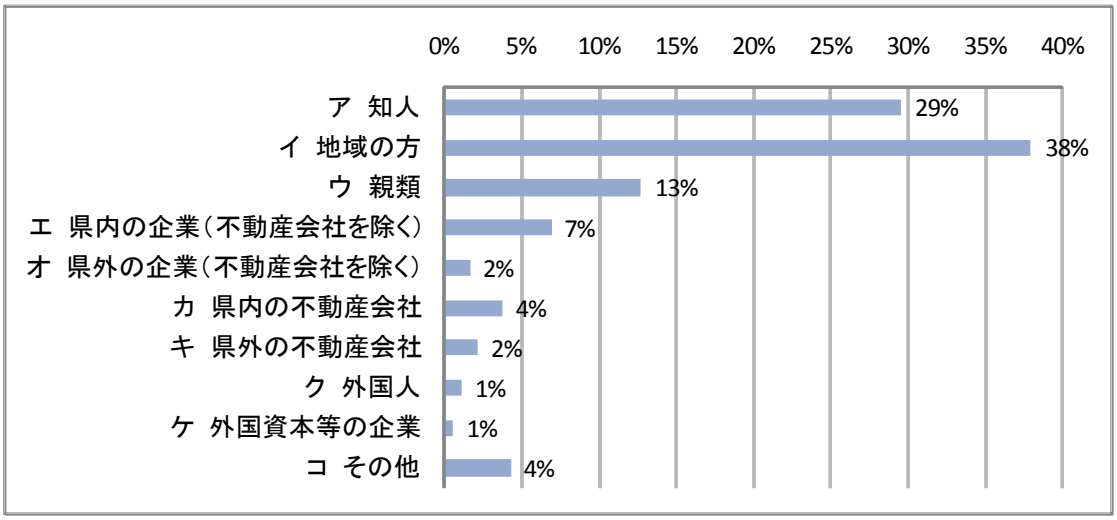

【自由意見】

- 森林は国民共有の財産である。外国資本等に売却されて乱開発されると、水の汚染や山崩れの増加が懸念される。
- 他人（企業など）へ森林が渡ると、産業廃棄物など不法投棄が心配である。
- 美しい日本の国土を行政で守ってほしい。
- 山林を保護できない社会をつくってはいけない。
- 国土保全なくして日本はない。将来の子供たちのためにも国は法整備すべきである。
- 行政として必要な対策を講じるとともに、所有者に注意喚起すべきである。
- 山林や水源をしっかり保全してほしい。
- 地下水の取水を規制する条例をつくってほしい。
- 森林の価値観が低下し、森林を保有していることが足かせとなっている。
- 自分の山がどこかわからない所有者や後継者が増えている。
- 山林を管理するためには境界をはっきりすることが大切である。
- 現代において「外国、外国企業がダメ」は考えるべきである。
- ＴＰＰ等グローバル化により日本の資源が失われていくことに強い憂いを感じる。

など

福井県管内図

福井県保安林配備図

H21.3作成

現行法による山林取引・開発等に係る規制内容整理表

区　分	根拠法令	規制目的	規制内容	山林・水源地保全との関係
土地取得規制	国土利用計画法	・土地の投機的取引及び地価高騰の抑制	・一定規模以上の土地について売買などの取引をした場合、買主は契約締結後、2 週間以内に土地の所在する市町を通じて知事に契約内容や土地利用目的を届出	・土地取引終了後にしか売買情報を入手できない
	森林法	・森林法に基づく各制度を円滑に実施するための森林所有者の的確な把握	・森林の土地の所有者となってから 90 日以内に市町へ届出	・土地取引終了後にしか売買情報を入手できない
開発規制	森林法	（保安林） ・森林の公益的機能の高度発揮と維持 （林地開発） ・森林の公益的機能の維持	（保安林） ・原則として転用解除不可 ・保安種に応じ伐採等の制限 （林地開発） ・保安林外で 1ha を超える開発を行う場合は許可 ・災害の防止、水の確保、水害の防止、環境の保全	（保安林） ・地下水等の取水について制限なし （林地開発） ・地下水等の取水について制限なし
	自然公園法	・優れた自然の風景地保護 ・生物多様性の確保	・自然公園内における工作物の新築や増改築、木竹の伐採等の許可(届出)	・地下水等の取水について制限なし
	自然環境保全法	・自然環境の適正な保全 ・生物多様性の確保	・自然環境保全地域等における工作物の新築や増改築、木竹の伐採等の許可(届出)	・地下水等の取水について制限なし
	福井県林地開発行為指導要綱	・森林の公益的機能の維持	・保安林外で 1ha 以下の開発を行う場合は届出 ・災害の防止、水の確保、水害の防止、環境の保全	・地下水等の取水について制限なし
取水規制	河川法	・河川の適正な利用	・1 級、2 級河川の流水を占用しようとする者は河川管理者許可	・地下水の取水について制限なし
	福井県公害防止条例	・公害（地盤沈下等）の未然防止	・揚水機の吐出口断面 19.6cm²(直径 5cm)以上で地下水を歳出する場合は事前届出	・規制目的が地下水資源確保ではなく地盤沈下防止

外国人土地法（大正十四年四月一日法律第四十二号）

第一条　帝国臣民又ハ帝国法人ニ対シ土地ニ関スル権利ノ享有ニ付禁止ヲ為シ又ハ条件若ハ制限ヲ附スル国ニ属スル外国人又ハ外国法人ニ対シテハ勅令ヲ以テ帝国ニ於ケル土地ニ関スル権利ノ享有ニ付同一若ハ類似ノ禁止ヲ為シ又ハ同一若ハ類似ノ条件若ハ制限ヲ附スルコトヲ得

第二条　帝国法人又ハ外国法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半数以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決権ノ過半数カ前条ノ外国人又ハ外国法人ニ属スルモノニ対シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ其ノ外国人又ハ外国法人ト同一ノ国ニ属スルモノト看做シ前条ノ規定ヲ適用ス

〇２　前項ノ資本ノ額又ハ議決権ノ数ノ計算ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第三条　外国ノ一部ニシテ土地ニ関シ特別ノ立法権ヲ有スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ国ト看做ス

第四条　国防上必要ナル地区ニ於テハ勅令ヲ以テ外国人又ハ外国法人ノ土地ニ関スル権利ノ取得ニ付禁止ヲ為シ又ハ条件若ハ制限ヲ附スルコトヲ得

〇２　前項ノ地区ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

第五条　帝国法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半数以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決権ノ過半数カ外国人又ハ外国法人ニ属スルモノニ対シテハ前条ノ規定ヲ適用ス

〇２　前項ノ資本ノ額又ハ議決権ノ数ノ計算ニ付テハ第二条第二項ノ規定ヲ準用ス

第六条　土地ニ関スル権利ヲ有スル者カ本法ニ依リ其ノ権利ヲ享有スルコトヲ得サルニ至リタル場合ニ於テハ一年内ニ之ヲ譲渡スコトヲ要ス

〇２　前項ノ規定ニ依ル権利ノ譲渡ナカリシ場合ニ於テ其ノ権利ノ処分ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〇３　前二項ノ規定ハ土地ニ関スル権利ヲ有スル者ノ相続人其ノ他ノ包括承継人カ本法ニ依リ其ノ権利ヲ取得スルコトヲ得サル場合ニ之ヲ準用ス但シ第一項ニ規定スル期間ハ之ヲ三年トス

〇４　第一項及前項ニ規定スル期間ハ通シテ三年ヲ超ユルコトヲ得ス

附　則　抄

第七条　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条　本法ノ施行ニ伴フ不動産登記法ニ関スル特例ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九条　明治六年第十八号布告及明治四十三年法律第五十一号ハ之ヲ廃止ス

外国人による土地取得に関する制限について

（「外国人による土地取得に関するＰＴ」中間報告抜粋 H23.3.24 民主党ＰＴ）

・ＷＴＯのサービスの貿易に関する一般協定（ＧＡＴＳ）においては、我が国は外国人等による土地取得について内国民待遇を留保していない。

・このため、我が国が国籍要件により土地取得の規制を行った場合、協定違反の指摘がなされる可能性がある。

森林法の一部を改正する法律の概要

平成２３年４月
林　　野　　庁

「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化
森林所有者がその「責務」を果たし、森林の有する公益的機能が十全に発揮されるよう措置。

Ⅰ　政府原案の概要

（１）所有者が不明の場合を含む適正な森林施業の確保

①　他人の土地について路網等の設置が必要な場合、土地所有者等が不明でも使用権の設定を可能にするため、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により、手続を進められるよう措置する。

②　森林所有者が、早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）の間伐を行わない場合に、所有者が不明であっても、行政の裁定により施業代行者が間伐を行うことができるようにするなど制度を拡充する。

（２）無届伐採が行われた場合の造林命令の新設

無届による伐採について、森林所有者のいかんを問わず、災害発生等の防止に必要な伐採後の造林を行わせるための命令を、新たに発出できるよう措置する。

（３）森林計画制度の見直し

森林所有者等が作成する現行の森林施業計画を森林経営計画に改め、

①　集約化を前提に、路網の整備等を含めた実効性のある計画とする

②　森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者（森林組合等）が計画を作成することとする

等の改正を行う。

Ⅱ　国会における修正の概要

（１）森林の土地の所有者となった旨の届出

新たに森林の土地の所有者となった者に届出義務を課すこととする。

（２）無届伐採が行われた場合の伐採の中止命令の新設

無届による伐採について、造林命令のみならず、伐採の中止命令を発出できることとする。

Ⅲ　施行期日

平成２４年４月１日。ただし、

・　森林に立入調査できる者の拡大等については、公布日に、

・　上記Ⅰ（１）①の措置については、公布後３か月以内に、

それぞれ施行。

森林法の一部改正の概要

（下線を付した部分は議員修正により追加された内容）

第１　森林施業に必要な土地使用権の設定手続の改善

１　都道府県知事は、他人の土地への使用権の設定に関する協議の認可の申請があったときは、土地の所有者等に出頭を求めて、農林水産省令で定めるところにより、公開による意見の聴取を行わなければならないものとすること。　（第50条第２項関係）

（注）省令において、土地の所有者等が不出頭の場合には、手続を終結し得る旨を規定する見込み。

２　都道府県知事は、１の意見の聴取をしようとするときは、新たに事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知するとともにこれを公示しなければならないこととすること。　（第50条第３項関係）

（注）土地の所有者等が不明の場合には、通知に代えて掲示を行うことにより、通知が相手方に到達したものとみなされる。

第２　早急に間伐が必要な森林の施業代行制度の見直し

１　市町村長は、間伐等が適正に実施されていない森林であってこれを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）があるときは、その森林所有者に対し、その旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐等の方法及び時期を通知するものとすること。　（第10条の10第２項関係）

２　市町村長は、１による通知を受けた者がその通知に係る時期までに間伐等を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について間伐等を実施すべき旨を期限を定めて勧告することができるものとすること。　（第10条の10第３項関係）

３　２の勧告を受けた森林所有者がこれに従わない場合に行われる調停において、当該森林所有者が調停案の受諾をしないときは、施業代行を希望する者は、要間伐森林の間伐木の所有権の移転及び当該要間伐森林について間伐を実施するため土地を使用する権利の設定に関する裁定を、新たに申請できるものとすること。

（第10条の11の２関係）

４　１の通知の相手方が知れず、又はその所在が不分明なため、市町村長が１の通知の内容を掲示した場合において、その掲示に係る要間伐森林についての施業代行を希望する者は、間伐木の所有権及び間伐の実施のための土地の使用権の取得に関する裁定を、新たに申請することができるものとすること。　（第10条の11の６関係）

第３　無届伐採が行われた場合の行政命令の新設

市町村長は、届出をせずに立木を伐採した者が引き続き伐採をし、又は伐採後の造林をしない場合に、災害を発生させるおそれ等があると認めるときは、新たに伐採の中止又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができるものとすること。

（第10条の９第４項関係）

第４　森林の土地の所有者となった旨の届出

１　地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに森林の土地の所有者となった者は、市町村長にその旨を届け出なければならないこと。ただし、国土利用計画法第23条第１項の規定による届出をしたときは、この限りでないこと。

（第10条の７の２第１項関係）

２　市町村長は、１の届出があった場合において、当該届出に係る民有林が保安林等であるときは、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならないこと。

（第10条の７の２第２項関係）

３　１に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処すること。（第214条関係）

第５　森林所有者等に関する情報の利用等

１　都道府県知事及び市町村長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、利用目的以外の目的のために内部で利用することができること。（第191条の２第１項関係）

２　都道府県知事及び市町村長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができること。（第191条の２第２項関係）

第６　森林所有者等が作成する森林施業計画の見直し

１　森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が計画を作成し、新たに森林の保護に関する事項を記載しなければならないこととするとともに、森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大の目標を記載することができることとし、計画の名称を森林経営計画とすること。（第11条第１項から第３項まで関係）

（注）受託等による森林経営の規模拡大の目標を計画に記載することができるようにする改正は、山林相続税等に係る新たな税制要望と関連したもの。

２　計画の認定要件として、次を加えるものとすること。

（１）作業路網の整備の状況等の事情に照らして、計画を作成した者により当該計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。

（２）計画に森林の経営の規模の拡大の目標が記載されている場合には、周辺の森林の森林所有者の申出に応じて計画を作成した者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることなど森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められること。（第11条第５項関係）

第７　行政が作成する森林計画の見直し

１　全国森林計画の見直し

森林の保護に関する事項を、新たに記載事項とすること。（第４条第２項関係）

2　地域森林計画の見直し

（１）委託を受けて行う森林の施業又は経営に関する事項及び森林の保護に関する事項を新たに記載事項とし、機能別の森林の所在及び面積を記載事項から削るものとすること。（第５条第２項関係）

（注）機能別の森林の所在及び面積を記載事項から削る改正は、市町村において、地域の実情を踏まえた森林の区分（ゾーニング）を行いうることとするもの。

（２）計画の記載事項のうち、従来、農林水産大臣への同意を要する協議の対象とされたいたものから、林道の開設及び改良に関する計画及び保安施設事業に関する計画を除外すること。（第６条第５項関係）

（３）森林所有者等は、地域森林計画に従って森林の施業及び保護を実施し、又は森林の土地の使用収益をすることを旨としなければならないものとすること。（第８条関係）

3　市町村森林整備計画の見直し

（１）委託を受けて行う森林の施業又は経営に関する事項及び森林の保護に関する事項を新たに記載事項とするものとすること。（第10条の５第２項関係）

（２）市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森林及び林業に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとすること。（第10条の５第６項関係）

（３）森林所有者等は、市町村森林整備計画に従って森林の施業及び保護を実施することを旨としなければならないものとすること。（第10条の７関係）

第８　その他

1　林業普及指導員の事務の拡大

林業普及指導員は、市町村森林整備計画の作成及び達成のために行う技術的援助その他の必要な協力のうち専門的な技術及び知識を必要とする事項に係るものを行うこととする旨を明らかにすること。（第10条の12及び第187条関係）

2　立入調査の主体の拡充

農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行のため必要があるときは、その職員に加え、新たにその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができるものとすること。（第188条関係）

3　市町村による森林の経営の受託又は委託に必要な援助

市町村は、森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあっせんを行うよう努めるものとすること。（第191条第２項関係）

4　国及び地方公共団体が講ずる措置

国及び地方公共団体が講ずる措置について、以下の規定を設けること。

（１）保安林に係る権限の適切な行使（第40条関係）

（２）森林の土地の境界の確定のための措置（第191条の３関係）

（３）森林に関するデータベースの整備等（第191条の４関係）

（４）施業の集約化等の事業の推進（第191条の５関係）

（５）地方公共団体が行う保安林等の買入れに係る財政上の措置（第191条の６関係）

５　罰則の引上げ

届出をせずに立木を伐採した者に対する罰金の上限を現行の30万円から100万円に引き上げるとともに、これに応じてその他の罰金の上限についても引上げを行うものとすること。　（第206条から第209条まで関係）

第９　施行期日等

１　この法律は、平成24年４月１日から施行するものとすること。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとすること。

（１）２並びに上記第５、第８の２及び第８の４　公布の日

（２）上記第１　公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日

（附則第１条関係）

２　農林水産大臣は平成23年９月30日までに、都道府県知事は平成23年12月31日までに、市町村は平成24年３月31日までに、改正後の森林法の規定の例により、公布の際現に改正前の森林法の規定によりたてられている全国森林計画、地域森林計画及び市町村森林整備計画を変更しなければならないものとすること。

（附則第２条から第５条まで関係）

第一七六回

衆第一七号

地下水の利用の規制に関する緊急措置法案

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　地下水の利用の規制（第三条－第七条）
第三章　雑則（第八条－第十四条）
第四章　罰則（第十五条－第十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、地下水が、国民共通の貴重な財産であり、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の利用に対する規制が総合的に講ぜられるまでの間の緊急の措置として特定の地域内における地下水の利用について必要な規制を行うこと等について定め、もって国民生活の安定及び公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　地下水は、広い地域を基盤とし、長い期間をかけてかん涵養されるものであり、かつ、その水流が広域にわたり、流域全体において多面にわたる機能を発揮する国民共通の貴重な財産であることにかんがみ、公共の利益に最大限に沿うように利用されなければならない。

第二章　地下水の利用の規制

（地下水利用規制地域の指定等）

第三条　国土交通大臣は、地下水（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項の温泉を除く。以下同じ。）の水源の保全又は渇水若しくはこれに準ずる事態における地下水の公共的利用のために井戸を利用して地下水を採取している者（以下「採取者」という。）による地下水の利用を規制する必要が生じており、又は生ずるがい蓋然性があると認められる地域を地下水利用規制地域として指定することができる。

２　国土交通大臣は、地下水利用規制地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長及び関係地方公共団体に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。

３　国土交通大臣は、地下水利用規制地域を指定したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該地下水利用規制地域の名称及び区域を告示しなければならない。

４　前二項の規定は、地下水利用規制地域の指定の変更又は解除について準用する。

第四条　国土交通大臣は、地下水利用規制地域を指定したときは、当該地下水利用規制地域について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　次条第一項の届出書の提出を要する井戸の要件

二　第七条第四項の規定により国土交通大臣が裁定する場合に用いる補償の額の算定の基準

2　前項第二号の基準は、地下水が、国民共通の貴重な財産であり、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であることを踏まえ、揚水設備（動力を用いて地下水を採取するための設備をいう。以下同じ。）の使用に係る費用その他地下水の採取及び保存に係る実費を補償することを旨として定めるものとする。ただし、採取者が地下水の利用に関し地方公共団体に負担金を拠出している場合その他公共性の観点から特に配慮すべき事情がある場合には、別段の定めをすることを妨げない。

3　国土交通大臣は、地下水利用規制地域を指定したときは、当該地下水利用規制地域について、第六条又は第七条第一項の規定による処分（以下この項及び次項において単に「処分」という。）をするかどうか、採取者のうちどの範囲の者を処分の対象とするか及びどのような処分とするかについて判断するために必要な基準を定めるものとする。

4　前項の基準（採取者のうちどの範囲の者を処分の対象とするかに係る部分に限る。）を定めるに当たっては、上水道の水源としての利用その他の地域住民の日常生活の用に供するための地下水の利用を優先的に保障するとともに、採取者が地下水の利用に関し地方公共団体に負担金を拠出している場合にはそれに配慮する等、その利用の公共性を考慮するものとする。

5　国土交通大臣は、第一項各号に掲げる事項又は第三項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長及び関係地方公共団体に協議するとともに、地下水利用規制地域内の採取者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6　国土交通大臣は、第一項各号に掲げる事項又は第三項の基準を定めたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。

7　前二項の規定は、第一項各号に掲げる事項又は第三項の基準の変更について準用する。

（届出）

第五条　地下水利用規制地域内において前条第一項第一号の規定により定められた要件に該当する井戸（以下「対象井戸」という。）を利用して地下水の採取を開始した者又はその利用する井戸が対象井戸となった者は、地下水の採取を開始した日又はその利用する井戸が対象井戸となった日から起算して一月以内に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

二　対象井戸の設置の場所

三　揚水設備を用いて地下水を採取する対象井戸にあっては、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積

四　その他国土交通省令で定める事項

2　地下水利用規制地域の指定の際現にその地域内において対象井戸を利用して地下水を採取している者は、国土交通省令で定めるところにより、当該指定の日から起算して一月以内に、当該対象井戸について、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

3　地下水利用規制地域内において対象井戸を利用して地下水を採取している者（以下「対象採取者」という。）は、第一項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は対象井戸が廃止され、若しくは対象井戸以外の井戸となったときは、国土交通省令で定めるところにより、当該変更があった日又は対象井戸が廃止され、若しくは対象井戸以外の井戸となった日から起算して一月以内に、その旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

（地下水の採取の禁止等）

第六条　国土交通大臣は、地下水利用規制地域における地下水の水源の保全を図るため特に必要があると認めるときは、対象採取者に対し、対象井戸による地下水の採取を禁止し、又は制限することができる。

（緊急時における地下水の供給）

第七条　国土交通大臣は、渇水又はこれに準ずる事態に対処するため緊急の必要があると認めるときは、対象採取者に対し、相当の期限を定め、かつ、期間、水量及び方法を定めて、対象井戸により採取した地下水を保管し、又は次に掲げる者に供給すべきことを命ずることができる。

一　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項の水道事業者又は水道用水供給事業者

二　水道法第三条第六項の専用水道の設置者

三　前二号に掲げるもののほか、水の公共的利用を行っている者として政令で定める者

2　国土交通大臣は、前項の措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても前項の規定により定められた期限内に完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

3　前二項の場合において、地下水の供給を受けた者は、対象採取者に対し、必要な補償をしなければならない。この場合において、補償の額は、当事者間の協議によって定める。

4　前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、補償の額は、国土交通大臣が第四条第一項第二号の規定により定めた基準に従って裁定する。

５　前項の規定による裁定に不服がある者は、その裁定を受けた日から六月以内に、訴えをもって補償の額の増減を請求することができる。

６　前項の訴えにおいては、供給の他の当事者をもって被告とする。

第三章　雑則

（地域における水の供給の確保）

第八条　国及び関係地方公共団体は、地下水利用規制地域が指定された場合において、その地域における水の供給の確保のため必要があると認めるときは、地下水以外の水源の開発、地下水の合理的な利用及び涵養のための措置その他の措置を講ずるものとする。

（土地の立入り）

第九条　国土交通大臣は、この法律を施行するため地下水の状況に関する測量又は実地調査のためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

２　国土交通大臣は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとする場合においては、立入りの日の五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

３　第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

４　日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、第一項の規定による立入りをしてはならない。

５　第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

６　国は、第一項の規定による立入りにより他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第十条　土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（報告の徴収）

第十一条　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要がある場合においては、対象採取者に対し、対象井戸の構造、地下水の採取の状況並びに採取した地下水の保管及び使用の状況について報告を求めることができる。

（立入検査）

第十二条　国土交通大臣は、この法律による権限を行うため必要な限度において、その職員に、対象井戸の設置の場所又は対象採取者の事業所若しくは事務所に立ち入り、揚水設備、採取した地下水その他必要な設備及び物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して

はならない。

（権限の委任）

第十三条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（条例との関係）

第十四条　この法律の規定は、地方公共団体が、地下水の利用に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第四章　罰則

第十五条　第六条又は第七条第一項の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第五条第一項から第三項までの規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又はこれらの規定の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二　第十条の規定に違反して第九条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

三　第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　国は、地下水が、その存する土地の所有権に基づき自由に利用されるべきものではなく、国民共通の貴重な財産であって、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の利用に対する規制の在り方について、速やかに、総合的な検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（国土交通省設置法の一部改正）

第三条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「（昭和三十六年法律第二百十七号）」の下に「、地下水の利用の規制に関する緊急措置法（平成二十二年法律第▼▼▼号）」を加える。

理　由

地下水が、国民共通の貴重な財産であり、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の利用に対する規制が総合的に講ぜられるまでの間の緊急の措置として特定の地域内における地下水の利用について必要な規制を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水循環基本法案の概要

目的（第１条）

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

定義（第２条）

1. 水循環
→水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること

2. 健全な水循環
→人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

基本理念（第３条）

1. 水循環の重要性
水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと

2. 水の公共性
水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと

3. 健全な水循環への配慮
水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと

4. 流域の総合的管理
水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと

5. 水循環に関する国際的協調
健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

○国・地方公共団体等の責務（第４条～第７条）
○関係者相互の連携及び協力（第８条）
○施策の基本方針（第９条）
○水の日（８月１日）（第１０条）
○法制上の措置等（第１１条）
○年次報告（第１２条）

水循環基本計画（第１３条）

基本的施策（第１４条～第２１条）

1. 貯留・涵養機能の維持及び向上
2. 水の適正かつ有効な利用の促進等
3. 流域連携の推進等
4. 健全な水循環に関する教育の推進等
5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施
7. 科学技術の振興
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

水循環政策本部（第２２条～第３０条）

○水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

- 水循環基本計画案の策定
- 関係行政機関が実施する施策の総合調整
- 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

組織
本部長　：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官
　　水循環政策担当大臣
本部員　：全ての国務大臣

水循環基本法案

目次

前文
第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　水循環基本計画（第十三条）
第三章　基本的施策（第十四条―第二十一条）
第四章　水循環政策本部（第二十二条―第三十一条）
附則

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきた。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた。

特に、我が国は、国土の多くが森林で覆われていること等により水循環の恩恵を大いに享受し、長い歴史を経て、豊かな社会と独自の文化を作り上げることができた。

しかるに、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきている。

このような現状に鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。

ここに、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを

目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。

２　この法律において「健全な水循環」とは、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。

（基本理念）

第三条　水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない。

２　水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

３　水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない。

三

4　水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない。

5　健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水循環に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第六条　事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。

（国民の責務）

第七条　国民は、水の利用に当たっては、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第八条　国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（施策の基本方針）

第九条　水循環に関する施策は、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

（水の日）

第十条　国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、水の日を設ける。

2　水の日は、八月一日とする。

3　国及び地方公共団体は、水の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十二条　政府は、毎年、国会に、政府が水循環に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第二章　水循環基本計画

第十三条　政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（以下「水循環基本計画」という。）を定めなければならない。

2　水循環基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　水循環に関する施策についての基本的な方針

二　水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、水循環基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、水循環基本計画を公表しなければ

ならない。

5　政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、水循環基本計画の変更について準用する。

7　政府は、水循環基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章　基本的施策

（貯留・涵養機能の維持及び向上）

第十四条　国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

（水の適正かつ有効な利用の促進等）

第十五条　国及び地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、水量の増減、水質の悪化等水循

環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずるものとする。

（流域連携の推進等）

第十六条　国及び地方公共団体は、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（健全な水循環に関する教育の推進等）

第十七条　国は、国民が健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるよう、健全な水循環に関し、学校教育及び社会教育における教育の推進、普及啓発等のために必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第十八条　国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う、健全な水循環の維持又は回復に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（水循環施策の策定に必要な調査の実施）

第十九条　国は、水循環に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、水循環に関する調査の実施及び調査に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（科学技術の振興）

第二十条　国は、健全な水循環の維持又は回復に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（国際的な連携の確保及び国際協力の推進）

第二十一条　国は、健全な水循環の維持又は回復が地球環境の保全上重要な課題であることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復に関する国際的な連携の確保及び水の適正かつ有効な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第四章　水循環政策本部

（設置）

第二十二条　水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、水循環政策本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十三条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水循環基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二　関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）

第二十四条　本部は、水循環政策本部長、水循環政策副本部長及び水循環政策本部員をもって組織する。

（水循環政策本部長）

第二十五条　本部の長は、水循環政策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（水循環政策副本部長）

第二十六条　本部に、水循環政策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び水循環政策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、水循環に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助け

ることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（水循環政策本部員）

第二十七条　本部に、水循環政策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第二十八条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

一一

（事務）

第二十九条　本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第三十条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十一条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

北海道水資源の保全に関する条例の概要

【条例制定の背景】～現行制度では土地所有者の把握や土地取引情報の事前把握が困難

○本道の貴重な資源である「水資源」に着目し、道独自の条例を検討する。
○都道府県の権限の範囲を超えるような事項（安全保障上の課題など）については、国に対して必要な法整備を求める

【条例の趣旨】
本道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるよう、水資源の保全に関し、基本理念を定めるとともに、水源周辺における適正な土地利用の確保を図るため、土地取引行為に係る新たな事前届出制を導入する。

第１章 総則	○目的（道民の健康で文化的な生活の確保に寄与） ○基本理念（適切な役割分担による協働等により保全） ○道、事業者、土地所有者等、道民の責務等
第２章 水資源の保全に関する基本的施策	○森林の有する水源涵養機能の維持増進 ○安全・安心な水資源の確保に向けた取組の推進 ○道民等の理解の促進 ○水資源の保全のための適正な土地利用の確保
第３章 水源の周辺における適正な土地利用の確保	○水資源保全地域に関する基本指針の策定 ○水資源保全地域の指定（市町村長からの提案を基本） ○水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出 （土地所有者等（売り主）が、契約の３か月前までに知事に届出） ○届出者への助言（適正な土地利用を誘導） ○届出義務違反等に係る勧告・公表
第４章 北海道水資源保全審議会	北海道水資源保全審議会の設置
第５章 雑則	規則への委任
附則 施行期日	○平成２４年４月１日施行 （新たな届出制に関する規定は、平成２４年１０月１日施行）

○北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第９号）

目次

前文
第１章　総則（第１条－第９条）
第２章　水資源の保全に関する基本的施策（第10条－第15条）
第３章　水源の周辺における適正な土地利用の確保(第16条－第25条)
第４章　北海道水資源保全審議会（第26条－第32条）
第５章　雑則（第33条）
附則

北海道は、雄大な山々と緑深い森林、大地を潤す河川や湿原、湖沼など豊かな自然環境に恵まれており、四季の変化が明瞭な気候の下で、清らかな水が育まれ、蓄えられている。

水は、全ての生命の源であり、私たちが安全で安心な生活を営む上で、また、農林水産業をはじめとした産業が健全な発展を遂げていく上で大切な資源である。

私たちは今、先人から受け継いだ豊かな水資源の恩恵を受けているが、近年、本道において、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景として、水資源の保全に対する道民の関心が高まるとともに、水源の周辺における適正な土地利用の確保が求められている。

世界的に水資源の希少性が高まっている中で、道民のかけがえのない財産である豊かで清らかな北海道の水を、持続的に利用できるものとして、次の世代に引き継いでいくことは、私たちの使命であり、道、市町村、事業者、そして全ての道民が、水資源の保全に関するそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければならない。

このような考え方に立って、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の総意としてこの条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、水資源の保全に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者、

土地所有者等及び道民の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、水源の周辺における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「水資源の保全」とは、生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源を将来にわたり安全に安心して、かつ、持続的に利用できるように保全することをいう。

２　この条例において「土地所有者等」とは、道内に所在する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。

（基本理念）

第３条　水資源の保全は、全ての道民が本道の豊かな水資源の恵みを享受することができるよう、地域の特性に応じて推進されなければならない。

２　水資源の保全は、道、市町村、事業者、土地所有者等及び道民の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

（道の責務）

第４条　道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、水資源の保全について十分配慮するとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとする。

（土地所有者等の責務）

第６条　土地所有者等は、基本理念にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとする。

（道民の責務）

第７条　道民は、基本理念にのっとり、水資源の保全に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するよ

う努めるものとする。

（市町村との連携等）

第８条　道は、水資源の保全を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた水資源の保全に関する取組に対して連携協力するとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。

（国との連携等）

第９条　道は、国と連携協力して水資源の保全に関する施策の推進を図るとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第２章　水資源の保全に関する基本的施策

（施策の基本方針）

第10条　道は、次に掲げる基本方針に基づき、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

(1) 水資源の保全を推進する上で水源の周辺における森林が重要な役割を果たしていることに鑑み、森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図ること。

(2) 安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図ること。

(3) 道民、事業者及び土地所有者等の水資源の保全に対する理解の促進を図ること。

(4) 水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図ること。

（森林が有する水源を涵養する機能の維持増進）

第11条　道は、森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図るため、水源の周辺における森林の特性に応じて、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林制度の活用、造林、保育等の森林施業の適切な実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

（安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進）

第12条　道は、安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図るため、公共用水域及び地下水における水質の汚濁の状況の監視、これらの水質に対する汚濁の負荷の低減に係る措置その他の必要な措置を講ずるものとす

る。

（道民等の理解の促進）

第13条　道は、水資源の保全に対する道民、事業者及び土地所有者等の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（水資源の保全のための適正な土地利用の確保）

第14条　道は、水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図るため、この条例に基づく水資源保全地域に関する措置、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第15条　道は、水資源の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第３章　水源の周辺における適正な土地利用の確保

（基本指針）

第16条　知事は、水資源保全地域に係る適正な土地利用の確保に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定するものとする。

２　基本指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 水資源保全地域に関する基本的事項

(2) 水資源保全地域の指定に関する事項

(3) 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項

３　知事は、基本指針を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道水資源保全審議会の意見を聴かなければならない。

４　知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、 基本指針の変更について準用する。

（水資源保全地域の指定）

第17条　知事は、基本指針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点（地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。）及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認めるものを、当該

区域が所在する市町村の長の提案に基づき、水資源保全地域として指定することができる。

2　知事は、前項に規定する提案に基づく場合のほか、市町村長から他の市町村の区域に係る提案があった場合その他水資源の保全のため特に必要があると認める場合は、同項の規定に基づき水資源保全地域を指定することができる。

3　知事は、第１項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）に当たっては、林業その他の地域における産業との調和に配慮するものとする。

4　指定は、水資源保全地域ごとに、指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定めてするものとする。

5　地域別指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 指定の区域に関する基本的事項

(2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

6　知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び北海道水資源保全審議会の意見を聴かなければならない。

7　知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、告示した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域及び地域別指針の案を公衆の縦覧に供しなければならない。

8　前項の規定による告示があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定の区域及び地域別指針の案についての意見書を提出することができる。

9　知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域及び地域別指針を告示しなければならない。

10　指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

11　第６項から前項までの規定は、指定の解除又は指定の区域若しくは地域別指針の変更について準用する。

（基本指針等の周知）

第18条　道は、市町村と連携協力して、水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等に対して基本指針及び地域別指針（以下「基本指針等」という。）の周知に努めなければならない。

（基本指針等への配慮等）

第19条　水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等は、その土地の利用に当たっては、基本指針等に配慮するものとする。

２　知事は、水資源保全地域において、基本指針等に沿った土地の利用を図るため必要があると認めるときは、当該水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、北海道水資源保全審議会の意見を聴くものとする。

３　知事は、前項の規定により助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

（水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出）

第20条　水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下この条において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする場合（当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（以下この条において「権利取得者」という。）が未定である場合を含む。）には、当該土地売買等の契約を締結する日の３月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名（権利取得者が未定である場合は、その旨）

(2) 土地に関する権利の移転又は設定をしようとする年月日

(3) 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在及び面積

(4) 移転又は設定に係る土地に関する権利の種別及び内容

(5) 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　前項の規定は、民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定め

る場合には、適用しない。

3　第17条第１項の規定による指定（当該指定の区域の変更を含む。）の日から起算して３月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（当該指定の区域の変更にあっては、当該変更により新たに水資源保全地域となった区域）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第１項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結する日の３月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

4　知事は、第１項の規定による届出を受けたときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付し、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。

5　知事は、第１項の規定による届出を受けた場合において、基本指針等及び関係市町村長の意見を勘案して必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、北海道水資源保全審議会の意見を聴くものとする。

6　知事は、前項の規定により助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

7　第５項の規定による助言を受けた者は、権利取得者に対して、当該助言の内容を伝達しなければならない。

8　第１項の規定による届出をした者は、当該土地売買等の契約を締結する日までの間において、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

9　第４項から第７項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（報告又は資料の提出）

第21条　知事は、前条、次条及び第23条の規定の施行に必要な限度において、水資源保全地域内の土地について土地に関する権利を有している者又は有していた者に対し、当該土地に関する権利の移転若しくは設定の状況又は当該土地の利用の状況に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第22条　知事は、第20条第１項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第８項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、相当の期間を定めて、届出をすべきこと又はその届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。

２　知事は、前項の規定により勧告しようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

（公表）

第23条　知事は、正当な理由がなく前条第１項の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

２　知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（水資源保全地域内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求）

第24条　知事は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に対して、水資源保全地域内の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（市町村の条例との関係）

第25条　市町村が土地に関する権利の移転又は設定に係る届出その他の手続について条例を制定した場合であって、当該条例の内容がこの条例の趣旨に則したものであり、かつ、水源の周辺における適正な土地利用の確保に関しこの条例と同等以上の効果を有するものと知事が認めるときは、当該土地に関する権利の移転又は設定については、第20条から第23条までの規定は、適用しない。

第４章　北海道水資源保全審議会

（設置）

第26条　北海道における水資源の保全を図るため、知事の附属機関として、北海道水資源保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第27条　審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、水資源の保全に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

２　審議会は、水資源の保全に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第28条　審議会は、委員９人以内で組織する。

２　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第29条　委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 水資源の保全に関する知見を有する者

(3) 前２号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第30条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員が互選する。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第31条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会長への委任）

第32条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第５章　雑則

（規則への委任）

第33条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、平成24年４月１日から施行する。ただし、第20条から第23条まで及び第25条の規定は、同年10月１日から施行する。

２　知事は、この条例の施行の日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道水資源保全地域に関する基本指針

平成 24 年５月策定

北海道水資源の保全に関する条例(平成 24 年北海道条例第９号。以下「条例」という。)第 16 条第１項の規定に基づき、水資源保全地域に係る適正な土地利用の確保に関する基本的な指針として、「北海道水資源保全地域に関する基本指針」を次のとおり定める。

１　水資源保全地域に関する基本的事項

北海道の水資源は、森林をはじめとする豊かな自然環境が持つ水源涵養機能により保たれており、安全で安心な道民生活や農林水産業をはじめとした本道産業が健全な発展を遂げていく上で、欠かすことができない貴重な財産である。

一方、近年、水源の周辺において利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められ、また、行政の関与がないまま水源周辺の民有地が売買されることについて、多くの市町村が懸念していることも明らかになった。

こうしたことから、水資源を保全するために特に必要があると認める区域を水資源保全地域として指定し、適正な土地利用の確保に向けた取組を推進する。

（１）基本的な考え方

水資源保全地域は、生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源であって、公共の用に供するものとして用いられるものの原水を取り入れる施設が設置されている地点又は当該施設の設置が事業計画等に位置付けられているなどその設置が予定されている地点（取水施設の設置が具体化している場合などをいう。）及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、当該区域の土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域をいう。

（２）適正な土地利用の確保に向けた取組

ア　水資源保全地域の指定（条例第 17 条）

道は、「２　水資源保全地域の指定に関する事項」に定める事項を踏まえ、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を水資源保全地域として指定する。

イ　基本指針等の周知（条例第 18 条）

道は、市町村と連携協力して、水資源保全地域内の土地所有者等を把握するとともに、当該土地所有者等に対して、基本指針及び地域別指針の十分な周知を行うよう努める。

ウ　土地所有者等への助言（条例第 19 条）

道は、基本指針等に沿った土地の利用を図るため必要があると認めるとき、水資源保全地域内の土地所有者等に対し土地の利用の方法その他の事項に関し助言を行う。

エ　水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出（条例第 20 条）

水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出制の導入により、水源の周辺における土地取引行為について、行政機関があらかじめ把握し、届出をした者に対して助言を行うことにより、水源の周辺における適正な土地利用の確保を図る。

オ　届出者への助言（条例第 20 条）

道は、適正な土地利用に誘導するため、水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出をした者に対して、土地所有者等が配慮すべき事項や関係法令に基づく遵守事項などについて助言を行う。

カ　報告又は資料の提出（条例第 21 条）

道は、水資源保全地域内の土地の適正な土地利用の確保を図る観点から、届出内容の確認が求められる場合など当該土地の所有等又は利用の状況を把握する必要があると認められるときは、その土地に関する権利を有している者又は有していた者に対して、必要な報告又は資料の提出を求める。

２　水資源保全地域の指定に関する事項

（１）基本的な考え方

ア　水資源保全地域は、個々の水源の状況や地域住民の意向など地域の実情に即して指定する必要があることから、道は、この指針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を、当該区域が所在する市町村の提案に基づき、水資源保全地域として指定する。

イ　水資源保全地域の指定は、アに定める提案に基づく場合のほか、水源の周辺の土地が複数の市町村の区域にわたる場合や隣接する他の市町村に所在する場合などに市町村から他の市町村の区域に係る提案があった場合や、当該区域の土地の所有又は利用の状況を勘案して、水資源保全地域として指定することが適当と考えられるが当該区域が所在する市町村からの提案がない場合など、水資源の保全のため特に必要があると認める場合についても行うことができる。

ウ　道は、水資源保全地域の指定に当たっては、林業、観光業など地域における産業の健全な発展と両立するよう、適切に配慮して行うものとする。

エ　水資源保全地域は、森林法に基づく市町村森林整備計画における森林の機能区分の位置付けと十分な調整を図り、指定するものとする。

（２）区域設定

水資源保全地域の水源別の区域設定の考え方は、次のとおりとする。

なお、指定の区域については、地番及び「水資源保全地域区域図」で示すものとする。

ア　地表水（河川水、伏流水、湖沼水、ダム水）から原水を取り入れる場合

山間地における公共の用に供する水源に係る取水地点に対する集水区域の全部を基

本とする。

なお、個々の水源の地形、地質等の状況、土地の所有又は利用の状況等を踏まえ、集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、個々の状況を踏まえ、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域とするものとする。

イ　地下水（浅層地下水、深層地下水及び湧水）から原水を取り入れる場合

公共の用に供する水源に係る取水地点から一定距離（概ね１キロメートルを基本とする。）の範囲について、水源の地形、地質、取水深度等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、全部又は一部の区域（都市計画法に規定する市街化区域又は用途地域など市街地を形成している区域を除く。）とする。

３　水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要がある。

このため、水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

（１）水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努める。

（２）水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努める。

（３）周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努める。

（４）水資源保全地域ごとに定められる地域別指針に規定する「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」に留意の上、土地利用を行う。

４　水資源の保全に関する施策の総合的な推進

道は、条例第 10 条に規定する基本方針に基づき、水資源の保全に関する施策を推進する。

水資源の保全は、関係者の適切な役割分担による協働により推進することが重要であることから、国や市町村と連携の上、関係者が一体となって取り組んでいくとともに、これまでも実施してきた施策についても継続的に取り組み、新たな施策と合わせ、総合的に推進していくこととする。

なお、水資源の保全に関する道の事務・事業については、地域住民の利便性を確保する視点から市町村の実情や意向を踏まえ、市町村への権限移譲を行うこととする。

（１）森林が有する水源を涵養する機能の維持増進（条例第 11 条）

道は、森林が有する水源涵養機能の維持増進を図るため、水源の周辺における森林の特性に応じて、次に掲げる施策を推進する。

ア　保安林制度の活用

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林制度を活用することにより、水源を涵養する機能など森林の有する公益的機能の確保を図る。

イ　造林、保育等の森林施業の適切な実施その他の必要な措置

造林、保育、間伐等の森林施業の適切な実施、治山事業の推進、森林計画制度及び林地開発許可制度の適切な運用等を行う。

（２）安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進（条例第 12 条）

ア　公共用水域及び地下水における水質の汚濁の状況の監視

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域等について、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づき水質の汚濁状況の常時監視を実施する。

イ　水質の汚濁の負荷の低減に係る措置その他必要な措置

水質汚濁の発生源対策として水質汚濁防止法に基づく立入検査などを実施するとともに、流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺地などを含む環境を保全し、健全な水循環の確保や安全な水の確保のための取組を推進する。

また、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づき水道事業者に対し、水道水源の水質監視や周辺環境保全対策、水道水源汚濁事故に対する関係機関との連携と迅速な対応などの指導を行う。その他エキノコックス症対策等を実施する。

（３）道民等の理解の促進（条例第 13 条）

水資源の保全に関する施策の実効を期するためには、道民、事業者及び土地所有者等の水資源の保全への適切な配慮や協力が不可欠であり、水資源の現状やその保全の重要性に関する道民等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動等を積極的に推進する。

（４）水資源の保全のための適正な土地利用の確保（条例第 14 条）

ア　水資源保全地域に関する措置

条例に基づき、水源の周辺であって、適正な土地利用の確保を図る必要がある区域を水資源保全地域として指定し、必要な措置を講ずる。

イ　国土利用計画法その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置

国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)に基づく土地取引行為の届出制のほか、森林法に基づく林地開発許可や森林の土地の所有者となった旨の届出制、さらには市町村が行う水源の周辺の公有地化の取組への支援などを通じて、水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図る。

（５）水資源の保全のための財政上の措置（条例第 15 条）

水資源の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

埼玉県水源地域保全条例の概要

１　目的

水源地域の保全に関して関係者の責務を明らかにし、水源地域内の土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、水の供給源としての水源地域の機能の維持に寄与する。

２　定義

水源地域　：山間部の地域であって、水源の涵養の機能を有する森林の存するものとして知事が指定する地域

土地所有者等：水源地域内の土地であって規則で定めるものの所有権その他使用・収益権を有する者

３　関係者の責務

県　：水源地域の保全に関する施策を推進するとともに、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策について助言等を行う。

県民　：水源地域の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める。

土地所有者等：水源地域が水の供給源としての機能を有することを深く認識し、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める。

４　水源地域の指定

知事は、関係市町村の長からの意見聴取、公告・縦覧の手続き等を経て、告示により水源地域を指定する。

５　事前届出制度

・　土地所有者等は、土地売買等の契約を締結しようとする日の３０日前までに、契約締結後の土地の利用目的等を知事に届け出る。
・　知事は、届出内容について当該土地が所在する市町村の長に通知する。

６　報告の徴収及び立入調査

知事は、届出をした土地所有者等に対し、報告を求めることができるとともに、職員に土地への立入調査・関係者への質問をさせることができる。

７　助言

・　知事は、届出をした土地所有者等に対し、土地の利用について必要な助言を行う。
・　届出をした土地所有者等は、新たな土地所有者等に助言の内容を伝達する。

８　勧告・公表

知事は、土地所有者等が届出をせず、又は虚偽の届出をしたときなどに、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
（勧告に従わない場合は、その旨公表することができる。）

９　市町村の条例等の関係

水源地域を有する市町村が制定した条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できる場合、この条例は適用しない。

10　附則（施行期日）

平成２４年４月１日
（事前届出制に関する規定は平成２４年１０月１日）

条例

埼玉県水源地域保全条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県水源地域保全条例

（目的）

第一条　この条例は、水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域内の土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、水の供給源としての水源地域の機能の維持に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において「水源地域」とは、第六条第一項の規定により指定された地域をいう。

2　この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地であって規則で定めるものの所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（第七条及び第十条第二項において「所有権等」という。）を有する者をいう。

（県の責務）

第三条　県は、水源地域の保全に関する施策を推進するとともに、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に関し、助言その他の支援を行うものとする。

（県民の責務）

第四条　県民は、水源地域の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第五条　土地所有者等は、水源地域が水の供給源としての機能を有することを深く認識し、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（水源地域の指定）

第六条　知事は、山間部の地域であって、水源の涵養（かん）の機能を有する森林の存するものを水源地域として指定することができる。

2　知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

3　知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4　前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5　知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、公聴会を開催するものとする。

6　知事は、水源地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7　水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8　第二項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除について準用する。

（土地の所有権等の移転等の届出）

第七条　土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転又は設定をする契約（規則で定めるものに限る。以下この条及び附則第二項において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を契約を締結しようとする日の三十日前までに知事に届け出なければならない。

一　土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積

三　土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容

四　土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的

五　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一　土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が国、地方公共団体その他規則で定める法人であるとき。

二　非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われるとき。

3　第一項の規定は、同項の規定による届出の後同項第四号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとする場合について準用する。

（市町村長への通知等）

第八条　知事は、前条第一項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。

2　知事は、必要があると認めるときは、前条第一項の規定による届出に係る土地

の利用に関し、関係市町村の長に意見を求めることができる。

（報告の徴収及び立入調査）

第九条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、第七条第一項の規定による届出をした土地所有者等（次条において「届出者」という。）に対し、報告を求めることができる。

2　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第七条第一項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水の供給源としての水源地域の機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5　第一項の規定による報告徴収及び第二項の規定による立入調査は、第七条第一項の規定による届出があった日から起算して三十日以内にしなければならない。

（助言）

第十条　知事は、第七条第一項の規定による届出があったときは、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地を含む周辺の水源地域の保全を図るために必要な助言を行うものとする。

2　届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に当該助言の内容を伝達するものとする。

（勧告）

第十一条　知事は、土地所有者等が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一　第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

（公表）

第十二条　知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2　知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（市町村の条例との関係）

第十三条　市町村が定める水源地域を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

（委任）

第十四条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

1　この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第七条から第十二条までの規定は、同年十月一日から施行する。

2　第七条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して三十日を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

ふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱

（目的）

第１条　この告示は、民有林の土地に関する権利移転等の情報収集および適正な土地利用の確保を図る必要がある区域の監視を行うことにより、県民が安全で安心な生活を営む上で不可欠なふるさと福井の山林および水源を将来にわたって守ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　土地に関する権利　土地に関する所有権、地上権もしくは賃借権またはこれらの権利の取得を目的とする権利をいう。

(2)　土地売買等の契約　土地に関する権利の移転または設定（対価を得て行われる移転または設定に限る。）をする契約（予約を含む。）をいう。

(3)　土地所有者等　県内に所在する土地に関する権利を有する者をいう。

(4)　権利取得者　土地売買等の契約により土地に関する権利の移転または設定を受けることとなる者をいう。

（県民に対する普及啓発）

第３条　知事は、民有林の土地に関する権利の移転または設定に係る情報収集のために必要な事項に関し、県民に対して普及啓発を行うものとする。

２　知事は、前項の普及啓発を行う場合において必要があると認めるときは、市町の長および森林組合その他知事が必要と認める団体（以下「関係団体等」という。）の代表者に対し、必要な協力を求めるものとする。

（土地売買等の相談および情報収集）

第４条　知事は、民有林の土地に関する権利の移転または設定について、土地所有者等からの相談に応じるものとする。

２　知事は、民有林の土地に関する権利の移転または設定について、事前に市町の長または関係団体等の代表者に情報の提供を求めることができる。

３　前項の情報の提供は、民有林に係る土地売買等情報提供書（様式第１号）によりするものとする。

（監視区域の設定）

第５条　知事は、県内に所在する民有林のうち、山林および水源を守るために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を、監視区域として設定することができる。

２　知事は、監視区域を設定しようとするときは、事前に監視区域の設定に係る意見書提出依頼書（様式第２号）により関係市町の長の意見を聴かなければならない。

３　前項の意見は、監視区域の設定に係る意見書（様式第３号）によりするものとする。

４　知事は、監視区域を設定したときは、その旨およびその区域を県のホームページで公表する

とともに、その区域を示す書面（以下「備付書類」という。）を森づくり課、各農林総合事務所および嶺南振興局に備え付け、これを公衆の閲覧に供する。

5　知事は、前項の規定により監視区域を公表し、および備付書類を公衆の閲覧に供したときは、関係市町の長および関係団体等の代表者に対し備付書類を送付するものとする。

6　第２項から前項までの規定は、監視区域の設定の変更または解除について準用する。

（土地売買等に係る資料の提出）

第６条　知事は、監視区域内の土地売買等の契約（権利取得者が未定である場合を含む。）を締結しようとする土地所有者等に対し、土地売買等資料提出依頼書（様式第４号）により次の各号に掲げる事項について資料の提供を求めることができる。

(1)　当事者の氏名または名称および住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名（権利取得者が未定である場合は、その旨）

(2)　土地に関する権利の移転または設定をしようとする年月日

(3)　土地に関する権利の移転または設定に係る土地の所在および面積

(4)　移転または設定に係る土地に関する権利の種別および内容

(5)　土地に関する権利の移転または設定後における土地の利用目的

(6)　その他知事が必要と認める事項

２　前項の資料の提供は、土地売買等資料提出書（様式第５号）によりするものとする。

（意見の聴取）

第７条　知事は、前条第２項の規定による資料の提出があったときは、山林および水源を守る観点から、関係市町の長に対し当該資料の写しを送付し、土地売買等に係る意見書提出依頼書（様式第６号）により意見を求めることができる。

２　前項の意見は、土地売買等に係る意見書（様式第７号）によりするものとする。

（助言）

第８条　知事は、第６条第２項の規定による資料の提出があった場合において、関係市町の長の意見を勘案し山林および水源を守る観点から必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、土地売買等に係る助言書（様式第８号）によりその民有林の利用の方法その他の事項に関する助言を行うことができる。この場合において、知事は、関係市町の長に対し土地売買等に係る助言書の写しを送付するものとする。

２　知事は、前項の規定により助言を行うときは、関係市町の長に対し、必要な協力を求めることができる。

３　知事は、第１項の規定により助言を受けた土地所有者等に対し、権利取得者への当該助言内容の伝達を求めることができる。

附　則

この告示は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、第６条、第７条および第８条の規定は、同年５月１日から施行する。

ふるさと山林売買監視システムに関する検討委員会設置要綱

（目的）

第１条　ふるさと福井の山林と水源を将来にわたって守るための「ふるさと山林売買監視システム」の構築について、幅広く検討を行うため、「ふるさと山林売買監視システムに関する検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　委員会においては、次に掲げる事項について検討を行う。

（１）ふるさと山林売買監視システムの構築に関する事項

（２）前号に掲げるもののほか、ふるさと山林売買監視システムに関し必要な事項

（委員）

第３条　委員会は７名の委員で構成する。

２　委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

（１）国土資源保全・政策法務・水環境・土地取引・森林環境教育に関して専門的知識を有する者

（２）林業団体および行政関係者

３　委員の任期は、平成２５年３月３１日までとする。ただし、必要があると認める場合は、任期を延長することができる。

（委員長および副委員長）

第４条　委員会に委員長および副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により選出する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長が指名する。

５　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

（委員会）

第５条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

３　委員長は、必要があると認める場合は、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

４　第３条第２項（２）に規定する委員は、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、福井県農林水産部森づくり課において行う。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則　　この要綱は、平成２４年５月１６日から適用する。

ふるさと山林売買監視システムに関する検討委員会委員名簿

区　分	氏　　名	現　　職
委員長	出 石　稔	関東学院大学　法学部　教授
副委員長	奥 村　充 司	福井工業高等専門学校　環境都市工学科　准教授
委　員	梅 田　真	(株)梅田不動産鑑定事務所　代表取締役
委　員	大石橋　節子	森林インストラクター
委　員	岡 田　高 大	大野市長
委　員	坂 東　秀 夫	福井県森林組合連合会　代表理事専務
委　員	吉 原　祥 子	公益財団法人 東京財団 研究員 兼 政策プロデューサー

（敬称略　委員は五十音順）

ふるさと山林売買監視システムに関する検討委員会開催状況

回　次	開　催　日	検　討　事　項
第１回	平成 24 年 5 月 22 日	・検討スケジュール ・山林買収の現状と課題 ・ふるさと山林売買等監視システムの構築(案)
第２回	平成 24 年 8 月 24 日	・山林と水源に関する県民の意識調査結果 ・ふるさと山林売買等監視システムの構築(案)
第３回	平成 24 年 11 月 20 日	・第２回委員会での主な意見 ・ふるさと山林売買等監視システムの構築(案)
第４回	平成 24 年 12 月 26 日	・第３回委員会での主な意見 ・検討委員会提言書まとめ